

## 大分大学課外活動専門委員会細則

令和2年8月24日制定

令和2年細則第25号

### (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学学生・留学生支援委員会規程（令和2年規程第54号）第11条第2項の規定により、課外活動に関する専門的な事項を検討するために設置する大分大学課外活動専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (検討事項)

第2条 専門委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 課外活動の顧問教員に関する事項
- (2) 課外活動の外部指導者に関する事項
- (3) 課外活動の推進に関する事項
- (4) 課外活動設備に関する事項
- (5) 一般社団法人大学スポーツ協会（UNIVAS）に関する事項
- (6) その他課外活動に関し必要な事項

### (構成)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する学長特命補佐
- (2) 課外活動担当体育教員 1人
- (3) 体育系顧問教員 3人
- (4) 文化系顧問教員 2人
- (5) 学生支援部学生・留学生支援課長
- (6) その他委員長が必要と認める者

2 前項第2号から第4号及び第6号の委員は、学長が指名する。

### (任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 専門委員会に委員長を置き、学長が指名する学長特命補佐をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(代理出席)

第6条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 専門委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 専門委員会の事務は、学生支援部学生・留学生支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和2年8月24日から施行する。